

香川大学 eduroam サービス利用要項

(趣旨)

第1 この要項は、香川大学情報化推進統合拠点情報メディアセンター利用規程（以下「利用規程」という。）第11条の規定に基づき、情報化推進統合拠点情報メディアセンター（以下「センター」という。）が提供するeduroamサービス(大学共同利用機関法人 情報・システム研究機構が実施する学術無線 LAN ローミング基盤サービス(eduroam JP サービス) に加入し、センターが提供するサービスをいう。以下「本サービス」という。)の利用における必要な事項を定める。

(定義)

第2 この要項において、以下の各号に掲げる用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 構内 eduroam 専用ネットワーク： 本学構内にセンターが敷設した本サービス専用の無線 LAN ネットワーク
- (2) 他組織 eduroam ネットワーク： 本学以外の組織が敷設した eduroam サービス用無線 LAN ネットワーク
- (3) 学内利用者： センターが本サービスの利用を認めた学内構成員
- (4) 他組織利用者： 本学以外の eduroam 参加組織が eduroam サービスの利用を認めた者

(要項の適用範囲)

第3 この要項は、以下の各号に掲げる場合に適用する。

- (1) 学内利用者が構内 eduroam 専用ネットワーク及び他組織 eduroam ネットワークを通じて本サービスを利用する場合。
- (2) 他組織利用者が構内 eduroam 専用ネットワークを通じて本サービスを利用する場合。

(学内利用者の範囲)

第4 本サービスを利用できる学内利用者は、利用規程第2条に規定する利用者とする。

(プライバシー情報)

第5 センターが学内利用者及び他組織利用者から取得したプライバシー情報は、本学の諸規則等に則り、適正に取扱う。

- 2 センターが取得する、又は将来取得する可能性のある学内利用者及び他組織利用者のプライバシー情報は、本サービスを運用するために必要な認証記録及び通信に必要な機器情報とする。
- 3 センターは本サービスの提供を通して知り得た利用者のプライバシー情報を以下の各号の利用目的以外のために第三者に対して開示又は提供しないものとする。

- (1) 本サービス向上の目的でプライバシー情報を集計及び分析等する場合
- (2) 法令等により開示を求められた場合

(利用者責任)

第6 学内利用者は、この要項に合意した場合において本サービスを利用できるものとする。

- 2 他組織利用者は、この要項に合意した場合において構内eduroam専用ネットワークを利用できるものとする。
- 3 学内利用者は、本学を離籍した場合、ただちに本サービスの利用を終了すること。
- 4 学内利用者及び他組織利用者は、本サービスを利用する場合、この要項及び本学の規程を遵守すること。

- 5 学内利用者は、他組織eduroamネットワークを利用する場合、この要項及び各組織のeduroamサービスの規程等を遵守すること。
- 6 本サービスを学内利用者及び他組織利用者が利用する場合、インターネットにアクセスするためのあらゆる機器、ソフトウェア、通信手段は利用者自身が各自の責任と費用において適切に設置及び操作することとし、同操作等について、センターは一切の責任を負わない。
- 7 学内利用者及び他組織利用者は、利用者の接続機器環境等によって、本サービスの一部を利用できない可能性があることを了承すること。

(禁止事項)

第7 学内利用者及び他組織利用者は本サービスを利用して、以下の行為を行うことを禁止します。

- (1) 他の利用者又は第三者に不利益を与える行為
- (2) 著作権商標権等の知的財産権を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為
- (3) 他者になりすまして利用させる又はなりすまして利用する行為
- (4) マルウェア等の有害なコンピュータプログラム等を頒布する、又は頒布につながるおそれのある行為
- (5) 本サービスの運営に支障を与える行為、又は与えるおそれのある行為
- (6) その他、公序良俗に違反し、又は他者の権利を侵害するとセンターが判断した行為
- (7) その他、教育・研究目的以外の利用でセンターが本サービス提供に不適切であると判断する行為

(利用の停止)

第8 以下の各号に掲げる事項に該当する場合は、事前の通知なく、センターは、ただちに当該利用者の本サービスの利用を停止する。

- (1) 学内利用者及び他組織利用者が、本要項に反して本サービスを利用した場合
- (2) 学内利用者が、離籍した場合
- (3) その他センターが、本サービスの利用を停止すべきと判断した場合

(免責事項)

第9 センターは、データの喪失及び逸失利益に対して、一切の責任を負わない。

- 2 センターは、本サービスの利用に関して利用者が被った損害又は損失などについては、一切の責任を負わない。
- 3 センターは、利用者が本サービスを通じて、他の利用者及び第三者に対して損害を与えた場合、その一切の責任を負わない。
- 4 センターは、利用者が使用するいかなる機器、ソフトウェアについても、その動作保証を一切行わない。
- 5 本サービス利用時に発生した、通信料金や端末料金等の費用は、利用者が自己責任において管理するものとし、センターはいかなる保証も行わない。

(要項の改訂)

第10 センターは、利用者の了解を得ること無く本要項を改訂することがある。この場合、本サービスの利用条件は、改訂後の要項によるものとする。

- 2 利用者は、本サービスを利用する際、その都度、本要項の内容を確認するものとする。
- 3 改訂後に利用者が本サービスを利用した場合には、改訂に同意したものとみなす。

(本サービス内容の変更)

第11 センターは、理由の如何を問わず、利用者に事前に通知すること無く、必要に応じ本サービスの内容の一部を変更できるものとする。

(本サービスの運用の中断)

第12 センターは、以下の理由により、利用者に事前に通知すること無く、本サービスの運用を一時的に中断することができる。また、本サービス運用の中断により利用者又は第三者に生じた損失や損害について、センターは、その内容、態様の如何に係らず一切の責任を負わない。

- (1) 本サービスの運用に必要な設備の保守又は点検を行う場合
- (2) 本サービスに障害が発生し、やむを得ない場合
- (3) 運用上又は技術上の理由でやむを得ない場合
- (4) 電気通信事業者の提供する電気通信役務に起因して電気通信サービスの提供又は利用が困難になった場合
- (5) その他運用上又は技術上、センターが本サービスの運用の一時的な中断が必要と判断した場合

2 センターは、前項の理由により本サービスの運用の中断を行った場合において、本サービスの継続的な運用が困難であると判断した場合、第13の規定に係らず利用者に対して通知を行わず、本サービスの運用を終了することができるものとする。

(本サービスの運用の終了)

第13 センターは、利用者に対し30日前までに通知を行うことにより、本サービスの運用を終了することができるものとする。

- 2 前項の本サービスの終了の通知について、センターは、利用者に対し、本サービスサイト及びセンターWebサイト内への掲示をもって行うものとする。
- 3 第1項の本サービスの終了によって直接又は間接的に生じた、利用者又は第三者に生じる損失、損害について、その内容、態様の如何に係らず、センターは、同利用者又は第三者に対して、一切の損害の責任を負わない。

附 則

この要項は、令和5年12月1日から適用する。